

城西プロコン養成塾運営規定

平成28年7月8日改訂

第1条（名称）

本塾は城西プロコン養成塾（通称JOPY）と称する。（以下「JOPY」という。）

第2条（設立の目的）

一般社団法人東京都中小企業診断士協会城西支部（以下「城西支部」という。）の会員に対し、JOPY受講を通して、中小企業経営者に適切な助言・提案ができ、良き相談相手となるプロコンとしての実務能力を兼ね備えた診断士を養成することを目的とする。

第3条（運営主体）

JOPYは、城西支部「部・委員会設置・運用規則」によって設置されたJOPY運営委員会がこれを管轄する。

JOPY運営委員会は、城西支部長が任命する委員長および事務局により構成する。

第4条（受講対象者）

1. 受講対象者は原則、東京協会の会員で年会費納入済みの者とする。なお、東京協会以外の会員が受講を希望する場合はこれを妨げない。
2. 受講者は個人とする（法人は対象外とする）。これは、城西プロコン養成塾は中小企業診断士としての個人のスキルアップを図る場であることによる。

第5条（カリキュラムの編成）

1. カリキュラムはプロコンとして求められる知識習得のための座学及び診断実習により構成する。
2. 座学の内容については、JOPY運営委員会にて原案を作成し、城西支部長が最終決定を行う。

第6条（講師の選任および報酬）

1. 講師は、講座内容に精通した城西会員の中から選定を行うことを原則とするが、講座内容により外部講師の招聘を行うことが出来る。
尚、複数の講師候補者がいる場合には、JOPY修了生を優先する。
2. 講師報酬については別紙1項のとおりとする。

第7条（事務局の選任および職務、報酬）

1. 事務局の選任は、JOPY運営委員会の委員長が行い、3名以内とする。

2. 事務局は次の業務を担う。
 - ・受講生の募集およびこれに係る業務
 - ・講座会場の予約およびこれに係る業務
 - ・講師との講座運営に係る諸連絡
 - ・講座開始後の事前事後の受講生に対する諸連絡
 - ・講座開講時の受講生からの質問・希望事項への対応
 - ・講座終了後のアンケート調査とその取り纏め
 - ・講座に係る経費支払いについての経理部への報告
 - ・その他、JOPY運営に係る事項
3. 事務局員への報酬は別紙2項のとおりとする。

第8条（開講期間および受講料）

1. JOPYの開講時期は、毎年6月より12月の7か月間とする。
2. 全期間を通しての受講料は、別紙3項の1のとおりとする。
3. 全期間を通して受講できない会員に対しては、特定講座のみの受講を認めるが、その場合の受講料は、別紙3項の2のとおりとする。
4. 受講料を全額支払ったものが、やむを得ず受講できなかった講座があった場合には、翌年同一内容の講座について無料で受講が可能とする。

第9条（会計）

1. JOPYの経理は、城西支部経理部が所管する。
2. 事務局は、毎月、講師報酬の支払および運営に要した費用につき、経理部に報告を行わなければならない。
3. JOPY受講料を銀行振込にて受け取った場合には、振込票をもって領収証に代える。

第10条（規定の改廃）

この規定の改廃は、部長・委員長会の承認を得なければならない。

（付則）

この規定は平成28年4月1日より施行する。

改訂履歴：平成28年7月8日

別紙

城西プロコン養成塾運営規定に定める報酬等

1. 規定第6条の2に定める講師報酬（源泉税引き後）
 - ・城西支部会員による座学講師……1講座につき2万円を上限
 - ・外部講師……1講座につき5万円を上限
 - ・診断実習指導員……1診断につき12万円を上限

2. 規定第7条の3に定める事務局員報酬（源泉税引き後）
 - ・事務局長……全開講期間を通して12万円を上限
 - ・事務局員……全開講期間を通して4万円を上限

3. 規定第8条の2および3に定める受講料
 - 3の1. 全期間を通しての受講料（規定第8条の2）
 - ・東京協会会員……7万5千円
 - ・東京協会会員以外……8万円
 - 3の2. 特定講座のみの受講料（規定第8条の3）
 - ・1講座につき……5千円

注) 上記の「1講座」とは3時間以内を標準とする

以上